



平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会社名 遠州トラック株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤田 邦彦
(JASDAQ・コード 9057)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理本部長兼経理部長
寺田 正彦

電話 0538-42-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の第 42 回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大と多角化に備え、「目的」に新たな事業内容を加えるものです。(変更案第 2 条)
- (2) 執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数、役付取締役について所要の変更を行うものです。(変更案第 19 条、第 22 条)
- (3) 役員報酬体系の見直しの一環として、役員賞与を報酬に含めることに決定したことに伴う修正です。(変更案第 28 条)
- (4) 社外取締役の招聘を容易にし、もってコーポレートガバナンスの向上に資するため、その責任を法令の範囲内に軽減する契約を締結できる旨の「社外取締役の責任免除」を定めるものです。なお、本条項の新設については各監査役の同意を得ております。(変更案第 29 条)
- (5) 上記のほか、会社法に則った字句の修正・削除、並びに条数の変更等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 一般貨物自動車運送事業	1. (現行どおり)
2. 貨物運送取扱事業	2. (同 上)
3. 倉庫業	3. (同 上)
4. 不動産売買、仲介および賃貸業	4. (同 上)
5. 土木建築工事の設計施工および請負業	5. (同 上)
6. 自動車整備事業	6. (同 上)
7. 情報処理に関する研究開発およびソフトウェア販売事業	7. (同 上)
8. 産業廃棄物処理業	8. (同 上)
9. 労働者派遣事業 (新 設)	9. (同 上)
(新 設)	10. <u>通関業</u>
10. 上記の各号に附帯する一切の業務	11. <u>部品等製造および組立加工業</u>
第3条 (条文省略)	12. (現行どおり)
～	第3条 (現行どおり)
第5条 (条文省略)	～
	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。
<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
～	～
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数)
第 19 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第 20 条 (条文省略)	第 20 条 (現行どおり)
第 21 条 (条文省略)	第 21 条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第 22 条 (現行どおり)
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。
第 23 条 (条文省略)	第 23 条 (現行どおり)
～	～
第 27 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 28 条 取締役の報酬、 <u>賞与</u> その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第 28 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	<u>(社外取締役の責任免除)</u>
	第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u>
第 29 条 (条文省略)	第 30 条 (現行どおり)
～	～
第 37 条 (条文省略)	第 38 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(社外監査役の責任免除)
第 38 条 (条文省略)	第 39 条 (現行どおり)
第 39 条 (条文省略)	第 40 条 (現行どおり)
～	～
第 46 条 (条文省略)	第 47 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 21 日

以 上